

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年2月6日
【会社名】	サン電子株式会社
【英訳名】	SUNCORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 正則
【本店の所在の場所】	愛知県江南市古知野町朝日250番地
【電話番号】	0587-(55)-2201（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 山本 泰
【最寄りの連絡場所】	愛知県江南市古知野町朝日250番地
【電話番号】	0587-(55)-2201（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 山本 泰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 合計金額164,730,000円 (内訳) ・第6回新株予約権 116,190,000円 ・第7回新株予約権 48,540,000円 (注)1. 本募集は、平成27年1月19日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) サン電子株式会社 東京事業所 (東京都千代田区神田練堀町3番地)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年1月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、(第6回新株予約権)の「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、及び、(第7回新株予約権)の「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、並びに「新規発行による手取金の額」が平成27年2月5日に確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

###### (1) 募集の条件

(第6回新株予約権)

発行数の欄

欄外注記

(第7回新株予約権)

欄外注記

###### (2) 新株予約権の内容等

(第6回新株予約権)

新株予約権の目的となる株式の数の欄

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(第7回新株予約権)

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

##### 2 新規発行による手取金の使途

###### (1) 新規発行による手取金の額

## 3 【訂正箇所】

箇所は\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

(第6回新株予約権)

発行数の欄

(訂正前)

発行数	510個（新株予約権1個につき普通株式100株）
-----	--------------------------

(訂正後)

発行数	450個（新株予約権1個につき普通株式100株）
-----	--------------------------

欄外注記

(訂正前)

3. 新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社会社従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり減少することがあります。また、下記割当新株予約権数は、上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社海外(イスラエル国)子会社従業員	6名	510個

(訂正後)

3. 新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社会社従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権は、以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社海外(イスラエル国)子会社従業員	6名	450個

(第7回新株予約権)

欄外注記

(訂正前)

3. 新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社会社従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり減少することがあります。また、下記割当新株予約権数は、上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社海外(米国)子会社従業員	2名	200個

(訂正後)

3. 新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社会社従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権は、以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社海外(米国)子会社従業員	2名	200個

## (2) 【新株予約権の内容等】

## (第6回新株予約権)

## 新株予約権の目的となる株式の数の欄

## (訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	51,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。 ただし、上記総数は、割当予定数であり引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。なお、本決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとします。
-----------------	---

## (訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	45,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。 ただし、上記総数は、割当予定数であり引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。なお、本決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとします。
-----------------	---

## 新株予約権の行使時の払込金額の欄

## (訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の前日までの30日間の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数切り上げ）とします。また、本決議日後に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。
----------------	---

## (訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、1,950円とします。また、本決議日後に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。
----------------	---

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

## (訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	120,000,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。ただし、本新株予約権の権利行使期間内に行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	---

## (訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	116,190,000円 ただし、本新株予約権の権利行使期間内に行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	---

## (第7回新株予約権)

## 新株予約権の行使時の払込金額の欄

## (訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値とします。また、本決議日後に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。
----------------	---

## (訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、1,740円とします。また、本決議日後に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。
----------------	---

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

## (訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	48,000,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。ただし、本新株予約権の権利行使期間内に行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

## (訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	48,540,000円 ただし、本新株予約権の権利行使期間内に行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

## (訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
168,000,000円（注）1	8,000,000円（注）2	160,000,000円

(注) 1 . 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

< 後略 >

## (訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
164,730,000円（注）1	8,000,000円（注）2	156,730,000円

(注) 1 . 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

< 後略 >